

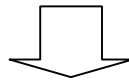
「奈良県企業立地促進条例」の概要

1. 条例の主旨

- (1) 企業立地の促進のための施策について、**基本理念**を定め、**県の責務**を明らかにする。
- (2) 企業立地の促進のための施策を講じ、**県経済の発展と県民生活の向上**に資する。

2. 条例制定の背景

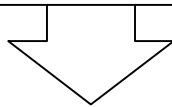
- わが国経済情勢は、国際競争、企業間競争が激化。
- 厳しい財政状況にある各自治体も、自立的財政基盤の強化に迫られ、地域間競争が激化。



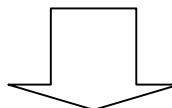
- 県経済が持続的な成長を遂げていくためには、地域経済の活性化と雇用の創出を図る総合的な産業振興施策とその仕組みづくりが必要。

県内経済の状況

- 県内産業(製造業)の動向** …GDPは停滞 事業所数、従業者数とも減少
 - ・県内総生産 H¹⁵ 37,725億円 → H¹⁷ 37,707億円
[うち製造業 7,629億円(構成比20.2%) → 7,529億円(構成比20.0%)]
 - ・工業統計(4人以上の事業所)
 - 事業所数 H¹⁵ 3,053ヶ所 → H¹⁸ 2,577ヶ所
 - 従業者数 H¹⁵ 71,704人 → H¹⁸ 70,731人
- 雇用情勢** …低い水準
 - ・有効求人倍率 H¹⁵ 0.51 → H¹⁸ 0.83(全国34位)
[全国 0.64 → 1.06]
 - ・県外就業率 H¹² 31% → H¹⁷ 29%(全国1位)
- 企業立地の動向** …立地件数は増加 立地規模は小規模
 - ・件数 H¹⁵11件 H¹⁶8件 H¹⁷11件 H¹⁸21件 H¹⁹26件
 - ・平均面積 約0.54ha(全国平均 約1.51ha)



- 地域経済の活性化と雇用の創出のために……………
 - ◆ 地域の強み、特性を活かした産業集積の形成を図る取り組み
 - ◆ 本県リーディング産業であるものづくり産業の立地促進と振興が重要な課題



<企業立地の促進の取り組み>

県外企業の誘致、県内企業の事業拡大等の積極的な支援により
工場・研究所の新規立地の促進を図る

○基本理念○

企業立地の促進のための施策は、次に掲げる事項を十分に認識して行う。

- (1) 企業立地の促進が、県内における雇用の機会の創出や県内企業の活性化に資するなど県経済の発展にとって重要であること。
- (2) 市町村の特性に応じた企業立地の促進が、地域経済の活性化と密接に関連すること。
- (3) 産業基盤はもとより、県の地理的及び経済的特性、良好な自然環境等の魅力が、立地企業にとって企業立地の重要な条件として考慮されること。
- (4) 立地企業が、安定的かつ継続的に県内で企業活動を行うことが、県経済の持続的な発展にとって重要であること。
- (5) 企業の特性に応じた県経済への波及効果に配慮することが重要であること。

○県の責務○

- 1 基本理念にのっとり、企業立地の促進のための施策を策定し、実施する。
- 2 基本理念にのっとり、国及び市町村と連携して企業立地の促進のための施策を講ずる。
- 3 基本理念にのっとり、関連企業等と連携して企業立地の促進のための施策を講ずる。

○企業立地の促進のための施策○

- (1) 工場用地に関する情報その他必要な情報の提供
- (2) 立地促進のための制度の充実その他必要な環境の整備
- (3) 企業の相談に迅速かつ総合的に対応する等の体制の整備
- (4) 立地企業の動向調査、企業訪問その他立地企業に対する調査活動
- (5) その他企業立地の促進のために必要な施策

○補助金の交付等○

知事は、立地企業に対し、予算の範囲内における補助金の交付又は融資、県税の軽減等の必要な支援を行うことができる。

○施行期日・検討○

期日：平成20年4月1日
検討：本条例の施行後3年を経過した場合において、条例の施行状況を勘案し、検討を加え、必要な見直し等の措置を講じる。



お問い合わせは
奈良県商工労働部 企業立地推進課
企業誘致グループ (0742-27-8813)
まで